

経 済 産 業 省

20240624 貿局第2号
輸出取引注意事項2024第2号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出取引承認等事務取扱要領」（昭和43年6月1日付け輸出取引注意事項43第33号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年6月28日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「輸出取引承認等事務取扱要領」の一部改正について

「輸出取引承認等事務取扱要領」（昭和43年6月1日付け輸出取引注意事項43第33号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

「輸出取引承認等事務取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出取引承認等事務取扱要領」（昭和43年6月1日付け輸出取引注意事項43第33号）

改 正 後	現 行
2 輸出取引承認申請書の記載方法 2-1 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄 (1) 記名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとし、申請者が法人である場合の記載方法は次のとおりとする。 (A) 代表権者が申請する場合 (ア)・(イ) (略) (ウ) その他の名称については、本省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）に照会して確認を求めること。 (B) (略) (2) (略) 2-2～2-11 (略) 3～9 (略) 別表第1～別表第9 (略) 別表第10 年 月 日 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課長 殿 (以下略) 別表第11 年 月 日 貿易経済安全保障局 (以下略)	2 輸出取引承認申請書の記載方法 2-1 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄 (1) 記名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとし、申請者が法人である場合の記載方法は次のとおりとする。 (A) 代表権者が申請する場合 (ア)・(イ) (略) (ウ) その他の名称については、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）に照会して確認を求めること。 (B) (略) (2) (略) 2-2～2-11 (略) 3～9 (略) 別表第1～別表第9 (略) 別表第10 年 月 日 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 殿 (以下略) 別表第11 年 月 日 貿易経済協力局 (以下略)